

ガス標準約款

令和2年10月1日実施

北海道電力株式会社

ガス標準約款

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| I 総 則 | |
| 1 適 用 | 1 |
| 2 標準約款および契約要綱の変更 | 1 |
| 3 定 義 | 2 |
| 4 単位および端数処理 | 5 |
| 5 そ の 他 | 5 |
| | |
| II 契約の申込み | |
| 6 需給契約の申込み | 6 |
| 7 需給契約の成立および契約期間 | 6 |
| 8 需 要 場 所 | 7 |
| 9 需給契約の単位 | 7 |
| 10 供 給 の 開 始 | 7 |
| 11 需給契約書の作成 | 8 |
| | |
| III ガス料金の算定および支払い | |
| 12 ガ ス 料 金 | 9 |
| 13 ガス料金の適用開始の時期 | 9 |
| 14 検 針 日 | 9 |
| 15 ガス料金の算定期間 | 9 |
| 16 使用量の算定 | 9 |
| 17 ガス料金の算定 | 10 |
| 18 日 割 計 算 | 10 |
| 19 ガス料金の支払義務および支払期日 | 10 |
| 20 ガス料金その他の支払方法 | 11 |
| 21 延 滞 利 息 | 12 |
| 22 保 証 金 | 13 |

IV 使用および供給

| | |
|----------------------|----|
| 23 適正契約の保持 | 14 |
| 24 供給ガスの熱量, 圧力および燃焼性 | 14 |
| 25 使用場所への立入り | 14 |
| 26 違 約 金 | 15 |
| 27 供給または使用の制限等 | 15 |
| 28 損害賠償および債務の履行の免責 | 16 |

V 契約の変更および終了

| | |
|--------------------|----|
| 29 需給契約の変更 | 18 |
| 30 名 義 の 変 更 | 18 |
| 31 需給契約の廃止 | 18 |
| 32 解 約 等 | 19 |
| 33 需給契約消滅後の債権債務関係等 | 20 |

VI ガス工事および工事費の負担

| | |
|-------------------|----|
| 34 ガ ス 工 事 | 21 |
| 35 工事負担金等相当額の申受け等 | 21 |

VII 保 安

| | |
|-------------------|----|
| 36 供給施設の保安責任 | 22 |
| 37 周知および調査義務 | 22 |
| 38 保安に対するお客さまの協力 | 23 |
| 39 お客さまの責任 | 23 |
| 40 供給施設等の検査 | 24 |
| 41 お客さまに関する情報の取扱い | 25 |

| | |
|-----|----|
| 附 則 | 26 |
|-----|----|

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、北海道瓦斯株式会社（以下「託送供給会社」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお、託送供給会社が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。）にもとづく託送供給（以下「当該託送供給」といいます。）を介してガスの供給を受ける一般の需要（当社以外の者からガスの供給を受けている需要を除きます。）に応じてガスを供給するときのガス料金その他の供給条件は、このガス標準約款（以下「この標準約款」といいます。）および当社が別に定める需給契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）によります。
- (2) この標準約款および契約要綱は、託送約款等に定める供給区域に適用いたします。ただし、泉沢エリア、函館エリアおよび北見エリアは除きます。
- (3) この標準約款および契約要綱は、原則として当社が電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により提供するサービス（当社が指定するものに限り。）の適用を受けるお客さまに適用いたします。

2 標準約款および契約要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この標準約款および契約要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス標準約款および需給契約要綱によります。
 - イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度においてガス料金を変更するとき。
 - ロ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この標準約款および契約要綱を変更する必要がある場合
 - ハ その他、この標準約款および契約要綱を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- (2) この標準約款および契約要綱を変更する場合には、当社は、この標準約款および契約要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、ガス事業法第 14 条に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）およびガス事業法第 15 条に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲

載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 定 義

次の言葉は、この標準約款および契約要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 熱 量

摂氏 0 度および圧力 101.325 キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス 1 立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。

(2) 標準熱量

(1)の熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

(3) 最低熱量

お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

(4) 圧 力

ガス栓の出口におけるガスの静圧力（すべてのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

(5) 最高圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(6) 最低圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(7) ガス工作物

ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。（(9)から(18)までの設備はすべて「ガス工作物」にあたります。）

(8) 供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

(9) 本 支 管

原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次のいずれにも該当する私道に埋設する導管については、将来託送供給会社が当該設備の変更や修繕を行なうことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめえられない場合を除き本支管として取り扱います。

イ 不特定多数の人および原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。

ロ 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること。

ハ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。

ニ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。

ホ その他、託送供給会社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること。

(10) 供 給 管

本支管から分岐して、お客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

(11) 内 管

(10)の境界線からガス栓までの導管およびその付属施設をいいます。

(12) ガス遮断装置

危急の場合にガスをすみやかに遮断することができる装置をいいます。

(13) 整 圧 器

ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(14) 昇圧供給装置

ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

(15) ガスメーター

料金算定の基礎となるガス量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(16) マイコンメーター

マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、ガス量の急増や長時間使用時等、あらかじめ託送供給会社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。

(17) ガス栓

ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始または停止に用いる栓をいいます。

(18) メーターガス栓

ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。

(19) 消費機器

ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。

(20) ガス工事

供給施設の設置または変更の工事をいいます。

(21) 契約種別

契約要綱に定める契約の種別をいいます。

(22) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金率には消費税等相当額を含み、基準単価には消費税等相当額を含みません。

(23) 消費税率

消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

(24) ガス料金

お客さまと当社とのガスの需給契約にもとづいて計算される料金をいいます。

(25) 電気料金

お客さまと当社との電気の需給契約にもとづいて計算される料金をいいます。

(26) 料金

ガス料金および電気料金を総称したものをいいます。

(27) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(28) 平均原料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均原料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの

期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この標準約款および契約要綱においてガス料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

- (1) この標準約款に記載のある事項について、契約要綱に定めがある場合は、契約要綱によるものといたします。
- (2) この標準約款および契約要綱に記載のない事項については、この標準約款および契約要綱の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。また、必要に応じて、託送供給会社からお客さまに別途協議を申し入れることがあります。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめこの標準約款および契約要綱を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、引込地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、業種、用途、使用開始希望日、需要場所における消費機器、使用期間、ガス料金の支払方法および当社との電気需給契約の有無

- (2) (1)による需給契約の申込みについて、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。

なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

イ 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。

ロ 需給契約の締結に必要な事項のうち、託送供給会社が託送供給のために必要とする事項について、当社が託送供給会社に提供すること。

ハ ガス事業法令に定める直近の消費機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当社が託送供給会社から提供を受けること。

ニ お客さま等の資産となる3(定義)(10)の境界線よりガス栓までの供給施設について、託送供給会社が工事を実施したものであること。ただし、託送供給会社が特別に認める場合はこの限りではありません。

- (3) 当該託送供給を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

- (4) お客さまは、ガスを新たに使用するためにガス工事を申し込む場合およびガス栓の増減、内管またはガスメーターの位置替え等供給施設の変更をしようとする場合は、託送供給会社が定めるガス工事約款を承諾のうえ、託送供給会社に申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ただし、託送供給会社との託送供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由

によって、ガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この標準約款および契約要綱による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とされないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

10 供 給 の 開 始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかにガスを供給いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めてガスを供給いたします。

11 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、ガスの需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ ガス料金の算定および支払い

12 ガス料金

ガス料金は、契約種別ごとに契約要綱に規定するガス料金といたします。

13 ガス料金の適用開始の時期

ガス料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

14 検針日

検針日は、託送約款等により、託送供給会社が払出地点ごとに定例検針を行なう日としてあらかじめ定めた日といたします。

15 ガス料金の算定期間

ガス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のガス料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

16 使用量の算定

(1) ガス料金の算定期間における使用量は、お客さまに係る払出地点について、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量といたします。

なお、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量が見直された場合、当社は、見直し後の使用量によって精算いたします。

(2) 当社は、託送供給会社から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受けません。

(3) ガスメーターの故障等によりガス量を正しく計量できなかった場合には、ガス料金の算定期間の使用量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によ

って定めます。

17 ガス料金の算定

- (1) ガス料金は、次の場合を除き、ガス料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 適用される契約種別等を変更したことにより、ガス料金に変更があった場合
 - ハ 検針期間の日数その検針期間の始期となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合
- (2) ガス料金は、需給契約ごとに当該契約種別のガス料金を適用して算定いたします。

18 日割計算

当社は、17（ガス料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、ガス料金を日割計算により算定いたします。

19 ガス料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様のガス料金の支払義務は、託送供給会社から受領した検針の結果にもとづき、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) お客様のガス料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

 - イ お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ロ お客様が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ハ お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ニ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ホ その他の理由でお客様に明らかにガス料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客様に通知した場合
- (3) お客様が(2)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。
 - イ お客様が(2)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務

が発生したガス料金で、かつ、当社への支払いがなされていないガス料金（支払期日を超えていないガス料金に限ります。）については、お客さまが(2)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客さまが(2)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客さまが(2)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生するガス料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- (4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さま等で、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の契約（電気の需給契約を含みます。）の料金と一括して請求することとした場合（(3)の場合を除きます。）の支払期日は、(2)にかかわらず、請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

20 ガス料金その他の支払方法

(1) ガス料金については毎月、原則として当社が指定した金融機関等を通じてイまたはロにより支払っていただきます。ただし、ガス料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、ガス料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合または当社の事情によりイもしくはロによる支払いができない場合等特別の事情がある場合には、ハにより支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続してガス料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続してガス料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ お客さまがガス料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまがガス料金を(1)イまたはロにより支払われる場合を除き、当社は、原則として、請求書の発行に係る手数料等これにともない要する費用に相当する金額を申し受けます。

(3) お客さまがガス料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に

に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、ガス料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、ガス料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、ガス料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

(4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、ガス料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(5) ガス料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(6) 工事負担金等相当額その他についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

21 延滞利息

(1) お客さまがガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、ガス料金を 20（ガス料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合によりガス料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、またはガス料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

なお、19（ガス料金の支払義務および支払期日）(2)イからホまでのいずれかに該当する場合の延滞利息算定上の支払期日は、19（ガス料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず、19（ガス料金の支払義務および支払期日）(2)または(4)で定めた支払期日といたします。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となるガス料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるガス料金を支払われた直後に支払義務が発生するガス料金とあわせて支払っていただきます。

22 保 証 金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなおガス料金を支払われなかった場合

ロ 新たにガスを使用される場合等で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)のガス料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなおガス料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用量は、お客さまが設置している消費機器および将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設ならびに前3月分または前年同期の同一期間の使用量その他の事情を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなおガス料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金について利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

IV 使用および供給

23 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約がガスの使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

24 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- (1) 当社は、次に定める熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。

なお、燃焼性は、消費機器に対する適合性を示すもので、ガス事業法令によって決められるものです。

また、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、当社供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされている消費機器が適合いたします。

| | | | | |
|-----|-------------|-----|------|--------|
| 熱量 | 標準熱量 | ・・・ | 45 | メガジュール |
| | 最低熱量 | ・・・ | 43.5 | メガジュール |
| 圧力 | 最高圧力 | ・・・ | 2.5 | キロパスカル |
| | 最低圧力 | ・・・ | 1.0 | キロパスカル |
| 燃焼性 | 最高燃焼速度 | ・・・ | 47 | |
| | 最低燃焼速度 | ・・・ | 35 | |
| | 最高ウォッベ指数 | ・・・ | 57.8 | |
| | 最低ウォッベ指数 | ・・・ | 52.7 | |
| | ガスグループ | ・・・ | 13A | |
| | 燃焼性の類別（旧呼称） | ・・・ | 13A | |

- (2) 当社は、(1)に定める最高圧力をこえるガスの使用の申込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (3) (1)に定めるガスの熱量等および(2)により定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

25 使用場所への立入り

当社または託送供給会社は、次の作業のため必要な場合には、お客さまの承諾をえて、係員をお客さまの供給施設または消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。こ

の場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 当社の作業

イ 消費機器の調査のための作業

ロ 31（需給契約の廃止）(1)ならびに 32（解約等）(2)および(3)に定める需給を終了させるための適当な処置

(2) 託送供給会社の作業

イ 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）

ロ 供給施設の検査のための作業

ハ 託送供給会社の供給施設の設計、工事または維持管理に関する作業

ニ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業

(3) 当社または託送供給会社の作業

イ 27（供給または使用の制限等）に定めるガスの供給を制限もしくは中止（以下「制限等」といいます。）し、またはお客さまに使用の制限等をしていただくための作業

ロ その他保安上の理由により必要な作業

26 違 約 金

(1) お客さまがガス工作物の改変等によって不正にガスを使用し、そのためにガス料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この標準約款および契約要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。

27 供給または使用の制限等

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

(1) 当社は、次の事由のいずれかに該当する場合には、託送供給会社の求めによりガスの供給の制限等をし、またはお客さまに使用の制限等をしていただくことがあります。

イ 当社の注入ガス量が託送供給会社の通知する注入指示量と著しく乖離する場合

ロ お客さまが 25（使用場所への立入り）に反して託送供給会社の行なう作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合

- ハ お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷または失われた場合
 - ニ お客さまが、36（供給施設の保安責任）、38（保安に対するお客さまの協力）および39（お客さまの責任）の保安に係る託送供給会社への協力または責任に反した場合
- (2) 当社が(1)にかかわらずガスの供給の制限等をしない場合には、託送供給会社によりガスの供給の制限等をされることがあります。この場合、託送供給会社は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給の制限等をする旨をお知らせすることがあります。
- (3) 託送供給会社は、次の場合には、ガスの供給の制限等をする場合があります。また、託送供給会社は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給の制限等をする旨をお知らせすることがあります。
- イ 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
 - ロ ガス工作物に故障が生じた場合
 - ハ ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理および取替等を含みます。）のためとくに必要がある場合
 - ニ 法令の規定による場合
 - ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合（38〔保安に対するお客さまの協力〕(4)の処置をとる場合を含みます。）
 - ト 保安上またはガスの安定供給上必要な場合（38〔保安に対するお客さまの協力〕(4)の処置をとる場合を含みます。）
 - チ その他託送供給会社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
- (4) 託送供給会社がガスの供給の制限等をしたことに対するお客さまからの問い合わせ等に対しては、当社が対応いたします。
- (5) 当社は、ガスの供給または使用の制限等にとまなうガス料金の減額は行ないません。

28 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合ならびに 27（供給または使用の制限等）(1)、(2)および(3)によってガスの供給の制限等をし、またはお客さまに使用の制限等をしていただいた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 32（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) ガス漏れその他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるもの

であるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (4) お客さまの故意または過失によって、当社が託送供給会社から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

29 需給契約の変更

- (1) お客さまがガスの需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たにガスの需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。ただし、適用を受ける契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として検針日といたします。
- (2) (1)の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

30 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでガスの供給を受けていたお客さまの当社に対するガスの使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電磁的方法、電話等により申し出ていただきます。

31 需給契約の廃止

- (1) お客さまが、この標準約款および契約要綱にもとづくガスの使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、32（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日

に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および託送供給会社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ハ お客さまがガスの供給を受けるガス小売事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たなガス小売事業者がガスの供給を開始するために必要な手続きを託送約款等に定める日までに行なわなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。

(3) 需給契約の消滅にともない、託送供給会社が設備の原状回復を行なう場合で、託送約款等にもとづき、当社が託送供給会社からその費用等の請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。

32 解 約 等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

また、当社は、当該需要場所の居住者等にその旨をお知らせすることがあります。

イ 27（供給または使用の制限等）(1)によってガスの供給の制限等をされたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまがガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の契約（既に消滅しているものを含みます。また、電気の需給契約を含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ この標準約款および契約要綱によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事負担金等相当額その他この標準約款および契約要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ホ 25（使用場所への立入り）に掲げる当社の係員の行なう作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合

ヘ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合

ト お客さまがその他この標準約款および契約要綱に反した場合

(2) お客さまが、31（需給契約の廃止）(1)による通知をされないうちに、その需要場所から移転され、ガスを使用されていないことが明らかなる場合には、ガスを使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものとし、原則として、当社は、需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行ないません。

- (3) (1)によって、当社が需給契約を解約する場合には、当社は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行ないます。

33 需給契約消滅後の債権債務関係等

- (1) 需給契約期間中のガス料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
- (2) お客さまは、託送供給会社が、需給契約の消滅後も、ガスメーター等、託送供給会社所有の供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾をえて、その場所に引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

VI ガス工事および工事費の負担

34 ガス工事

当該託送供給を介してお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

35 工事負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が託送供給会社から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社が託送供給会社から、工事完成后、工事負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

Ⅶ 保 安

36 供給施設の保安責任

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等，お客さまの資産となる 3（定義）(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については，お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 託送供給会社は，ガス事業法令の定めるところにより，(1)の供給施設について，検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 託送供給会社は，ガス事業法令の定めるところにより，内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について，お客さまの承諾をえて検査いたします。

なお，託送供給会社は，その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

- (4) お客さまが託送供給会社の責めとならない理由により損害を受けたときは，託送供給会社は，賠償の責めを負いません。

37 周知および調査義務

- (1) 当社は，お客さまに対し，ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため，ガス事業法令の定めるところにより，報道機関，印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は，ガス事業法令の定めるところにより，屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま，湯沸し器等の消費機器について，お客さまの承諾をえて，ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果，これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には，そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し，または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は，(2)のお知らせに係る消費機器について，ガス事業法令の定めるところにより，ふたたび調査いたします。
- (4) 当社は，需給契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が，ガス事業法令に定められた周知および調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責めを負いません。

38 保安に対するお客さまの協力

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、託送供給会社に通知していただきます。この場合、託送供給会社が、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社または託送供給会社は、ガスの供給または使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただくことがあります。
なお、その方法は、当社または託送供給会社がお知らせいたします。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて託送供給会社に通知していただきます。
- (3) お客さまは、36（供給施設の保安責任）(3)および37（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社または託送供給会社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設または消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) 託送供給会社は、お客さまが託送供給会社の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは24（供給ガスの熱量、圧力および可燃性）(1)に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客さまは、託送供給会社が設置したガスメーターについては、検針ならびに検査および取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 託送供給会社は、必要に応じてお客さまの3（定義）(10)の境界線内の供給施設の管理等について、お客さまと協議させていただくことがあります。

39 お客さまの責任

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、37（周知および調査義務）(1)により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、託送供給会社の指定する場所に託送供給会社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金

額に消費税等相当額を加えたものといたします。)はお客さまに負担していただきます。

- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみを使用していただきます。

イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。

ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。

ハ 24 (供給ガスの熱量, 圧力および燃焼性) (1)に定める供給ガスに適合するものであること。

ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。

ホ 託送供給会社が認めた安全装置を備えるものであること。

- (5) お客さまは、お客さまの所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第 62 条が定める次の事項を遵守するものといたします。

イ 託送供給会社の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。

ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと。

ハ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上とくに重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

40 供給施設等の検査

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料 (検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。)を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合を除きます。
- (2) お客さまは、託送供給会社に内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器および3 (定義) (15)に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料 (検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。)はお客さまに負担していただきます。

- (3) (1)に規定する検査を行なった場合には、当社は、その結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまは、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます。
- (4) (2)に規定する検査を行なった場合には、託送供給会社は、その結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまは、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます。

41 お客さまに関する情報の取扱い

- (1) お客さまは、当社が託送供給会社に 37（周知および調査義務）(2)の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供することについて、承諾するものといたします。
- (2) お客さまは、消費段階における事故が発生した場合、託送供給会社が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。

附 則

1 この標準約款の実施期日

この標準約款は、令和2年10月1日から実施いたします。

2 検針の結果を書面によりお知らせする場合の実費相当額等にかかわる取扱い

- (1) 16（使用量の算定）(2)に定める、検針の結果を書面によりお知らせする場合の実費相当額は、16（使用量の算定）(2)にかかわらず、当分の間、無料といたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) 20（ガス料金その他の支払方法）(2)に定める、請求書の発行に係る手数料等これにともない要する費用に相当する金額は、20（ガス料金その他の支払方法）(2)にかかわらず、当分の間、無料といたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

3 延滞利息の適用開始時期

21（延滞利息）は、令和3年2月3日以降に支払義務が発生するガス料金に適用するものとし、令和3年2月2日以前に支払義務が発生したガス料金には適用いたしません。ただし、令和3年1月の検針日の翌日から令和3年2月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合のガス料金は、令和3年2月3日以降に支払義務が発生するガス料金といたします。